

総務政策委員会会議録

招 集

令和4年2月2日(水) 本会議終了後 議場

出席委員(9名)

(委員長) 奥 岩 浩 基 (副委員長) 岡 村 英 治
安 達 卓 是 稲 田 清 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗
岡 田 啓 介 尾 沢 三 夫 西 川 章 三

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

【総務部】 辻部長 佐小田防災安全監

[防災安全課] 大野原課長 田中課長補佐兼危機管理室長 戸崎危機管理室係長

[調査課] 足立課長 永榮課長補佐兼政策法務室長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 大東議事調査担当主任

傍 聴 者

石橋議員 伊藤議員 遠藤議員 門脇議員 国頭議員 田村議員 土光議員
戸田議員 中田議員 前原議員 又野議員 三嶋議員 森谷議員 矢倉議員
矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者14人 一般20人

審査事件

議案第4号 島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定に
ついて [原案否決]

~~~~~

## 午後3時30分 開会

○奥岩委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査いたします。

議案第4号、島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定についてを議題といたします。

すみません、マスコミさん、委員会中は御静粛にお願いいたします。

失礼いたしました。

それでは、当局の説明を求めます。

足立調査課長。

○足立調査課長 そういたしますと、議案第4号、島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定についてのこれまでの経緯やその内容等につきまして説明させていただきます。

それでは、まず経緯につきまして概括して説明させていただきます。令和3年11月1

5日に請求代表者から条例制定請求代表者証明書の交付申請がございました。この段階でお手元の資料の3の請求要件(1)に記載しておりますように、請求代表者が米子市の選挙人名簿に登録されている者であることや、禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまでの者でないことなどの地方自治法第74条第6項に該当する者でないことを確認しております。また、請求代表者証明書の交付申請に添付された条例案につきましても、請求要件(2)の条例内容について確認したところでございます。12月24日には署名簿が選挙管理委員会に提出されまして、縦覧期間を経まして令和4年1月17日に有効署名総数を告示いたしました。有効署名総数は、2に記載しておりますように1万3,364となります。同日に請求代表者へ署名簿が返付されまして、そこから5日以内に請求される必要がございましたが、1月20日に条例制定請求を受け取りました。3の(3)に記載しております請求に必要な署名数である法定署名数2,446に達していること、(4)に記載しております請求の適式について審査いたしまして、同日請求受理に至ったところでございます。当該議案は、地方自治法第74条第3項の規定により、意見を付して議会に付議したものととなります。

それでは、制定請求がございました住民投票条例案につきましても概括を説明させていただきます。島根原子力発電所2号機の再稼働及び3号機の新規稼働の賛否について市長が判断するのに際し、市民投票を行うことにより市民の総意の的確な把握に資することを目的として掲げられております。内容についてでございますが、本市に住所を要し年齢満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者であって、こちらにつきましては外国人を含みます。かつ引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記載している者を投票資格者といたしまして、島根原子力発電所2号機の再稼働及び3号機の新規稼働に関する賛成または反対について市民投票を行い、有効投票総数の過半数の賛否のいずれかの結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づき意見を述べるに当たり、当該市民投票の結果を尊重するものとするものといった内容となっております。そして当該条例案に対する意見につきましては意見書に記載のとおりでございますが、国策である原子力発電所の再稼働及び新規稼働については国のエネルギー政策に係る事項であること、市民投票における選択肢が限られていること、以上の2点を理由に反対するものでございます。説明は以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

稲田委員。

**○稲田委員** 何点かお聞かせください。今回の市民条例のこの制定に当たっての署名数が1万3,364であったということですが、この署名数がその有権者に占める割合がどの程度であったのかをまずはお聞かせください。

**○奥岩委員長** 足立課長。

**○足立調査課長** 有権者数が12万2,276人でございまして、占める割合としましては10.9%ということになります。以上です。

**○奥岩委員長** 稲田委員。

**○稲田委員** 続きまして参考としてとなりますが、昭和63年の中海淡水化賛否について

の市民投票に関する条例制定請求の際の同じく有権者数に占める署名数の割合、及び平成10年の場外馬券売場設置の賛否を問う市民投票に関する条例制定請求の際の有権者数に占める署名者数の割合をそれぞれお聞かせください。

○奥岩委員長 永榮調査課政策法務室長。

○永榮調査課長補佐兼政策法務室長 昭和63年、中海淡水化の賛否についての住民投票に関する条例制定請求の際の有権者数と有効署名数ですが、まず有権者数が9万5,041人、有効署名数が4万4,951。有権者数に占める割合は47.3%です。続きまして、平成10年の米子場外馬券売場、現在ウインズですが、そちらの設置の賛否を問う住民投票に関する条例制定請求の際の有権者数等につきましては、有権者数が10万6,348人、有効署名数が1万7,753。有権者数に占める割合は16.7%でございます。

○奥岩委員長 稲田委員。

○稲田委員 最後になります、今回提出のあったこの条例案の作成は、初歩的な質問で大変恐縮なんです、請求代表者の作成であるのか、といいますのは、もしそうであるのは当然なんです、その内容は要は条文の文面は請求代表者の考えが反映されているものと考えてよいかということですが、この点お聞かせください。

○奥岩委員長 足立課長。

○足立調査課長 委員おっしゃられるとおり、請求代表者が作成されたものとなります。

○奥岩委員長 よろしいですか。

ほか、質疑ございますでしょうか。

安達委員。

○安達委員 これから審議も入っていく、またそれぞれの判断も出てくるわけですが、いわゆるスケジュールのところでお聞かせ願いたいと思うんですが、例えば我々が今度6月に選挙を予定されていますけれども、告示から1週間とかっていう日程期間がありますよね。そういう告示期間が法的にはありますけれども、このいわゆる条例が採決によって進められるということになったときのスケジュールっていうのは、法的にはどのような扱いがあるのか。それは今この場で教えていただくことはできますか。

○奥岩委員長 永榮政策法務室長。

○永榮調査課長補佐兼政策法務室長 今の御質問はこの条例案が制定された場合のスケジュールというお話だと思うんですが、投票日の10日前に告示しまして、期日前投票などはできるようになります。告示は10日前に行うという内容で条例案はされています。

○奥岩委員長 安達委員。

○安達委員 確認ですが、ちょっと聞きづらかったですが、10日間の期間が保たれるってことですか。告示あって投票という間は10日間ということですか。

○奥岩委員長 永榮政策法務室長。

○永榮調査課長補佐兼政策法務室長 投票日の10日前までにこれを告示するというようになっておりますので、10日より前に告示することになります。

○奥岩委員長 ほか、質疑よろしいでしょうか。

今城委員。

○今城委員 何点か教えてください。先ほどの安達委員さんの御質問にも少し関連するところではあるんですが、この条例の案というのを見させていただいているんですけども、

まず公職選挙法関係で考えますと、まず投票日というのを決めたところでこの条例案では今おっしゃったみたいに10日前に告示ということになるんですが、まず8条は「投票資格者名簿を調製する」というふうに書いてあるんですけども、投票資格者をつくるというか決めるという意味での基準日がないんですね。3か月間の米子市に引き続いて住んでいるということをごこには記載はしてありますが、そもそも選挙をする場合は基準日があって、基準日から以前に3か月間ということがあって投票の資格を有するというところが公職選挙法で規定されているんですが、これについて基準日がないということをご昨日の議会本会議のときにもそういうお話があったかなというふうに思っています。そうすると、基準日がない以上この投票資格者名簿ということをご調製することができないというふうな昨日もお話があったと思いますが、この辺の関連というのは間違いないというふうな私は認識をしまして、名簿がないのにその人が投票、例えば期日前投票とかをしに来たときに、この人に本当に資格があるのかどうなのかということをご確認するすべがないというふうな私も思うんですが、そこら辺あたりの私の認識というのはいかがでしょうか。

○奥岩委員長 永榮政策法務室長。

○永榮調査課長補佐兼政策法務室長 委員のおっしゃるとおり「投票資格者名簿を調製する」とは書いてありますが、第8条では「投票資格者について投票資格者名簿を調製する」と書いてありまして、その投票資格者が第7条では投票日においてということになりますので、実質的に投票資格者名簿を作ることが可能となるのが投票日にならないとできないというところをございまして、昨日申し上げましたとおり期日前投票、不在者投票などは実施が不可能というところをございます。

○奥岩委員長 今城委員。

○今城委員 もう一つ教えてください。この中に自ら投票用紙に記載できないということについての云々という昨日もお話あったんですけども、昨日は投票日にお仕事等で例えば前泊したりとかして次の日に米子市に帰っていらっしゃるとかいうような方は、もちろんその日にいないから自ら投票所に行くことができないという規定になるという意味で、投票したい意思があってもできない、期日前投票についてできないというお話がありました。私はそれに加えてちょっとお聞きしたいのは、例えば今現実問題として身体的な問題で郵便投票ですとか代理投票ですとかということっていうのは事前にきちんと投票権があるということをご確認した上で申請しているんですけど、この方たちも自ら投票所に出向いて投票することができないということは、この方たちが投票する意思があっても資格がないというふうな受け取れることもあるのかなと思うんですけど、その辺の見解はいかがですか。

○奥岩委員長 永榮政策法務室長。

○永榮調査課長補佐兼政策法務室長 こちらの第11条の投票日に自ら投票所に行くことはできないというところなんですけど、こちらとしましては自ら自分で投票所に行くことができないというふうな解されますので、ふだんは自分が行けるんですけど当日都合で行けないという方はこれでは除外されてしまっているというところご、公職選挙法の定めよりも狭まっているなというところをございます。

○奥岩委員長 今城委員。

○今城委員 要するに今おっしゃったのは、投票日をまたいで、もしくは投票日の投票

できる時間にここにいない、自ら行けないから投票ができないんだよってという人は除外されるっていう趣旨だということをお答えさせていただきました。米子市にいるかもしれないけれども、身体的な理由で投票所に行くことができないということがあるから事前にきちんと申請をして、郵便投票というものが認められているわけですね。そういう方たちも、実はこの記述書の中でいうと、当日自らそこに出向くことができない人なんですね。そうしたらその方たちには郵便というその方策はあるけれども、この記述でいうとその人には投票権が与えられないという可能性も出てくるっていう見解でいいんですか。

○**奥岩委員長** 永榮政策法務室長。

○**永榮調査課長補佐兼政策法務室長** 失礼いたしました。そういう身体的な状態で近く住んでおりながら自ら行けないという方はこの第11条の「投票所に自ら行くことができない投票資格者」となりますので、その後に「規則で定めるところにより」とありますので、ここで郵便投票などについて規則で定めるかによりますけど、郵便投票についてそういった方を投票できるように定めれば不在者投票という方法はできると思います。

○**奥岩委員長** よろしいですか。

ほか、質疑よろしかったでしょうか。

岡村委員。

○**岡村委員** 私は、まず市民投票条例の制定について賛成する立場で何点か質問したいというふうに思うんですけども、最初に先ほどアクシデントがあって副市長が出席できなくなったということについては、やはり委員会には市長は出席しないという申合せになっているわけですけども、こういった意見書を出すとるといった経緯を見れば、副市長が出席できないんだったらやはり暫定的にでも市長が私は出席すべきではなかったかというふうに考えます。そういうことを申し添えて、質問何点かしたいというふうに思います。

市長の意見書についてということで質問したいと思いますけども、この条例案に対する意見、その(1)の中に「原子力発電所の再稼働及び新規稼働は、国のエネルギー政策に係る事項として」こういうふうに書いてあるわけです。しかし福島第一原発事故の被害は広範囲に及び、10年以上たってもふるさとに帰ることができないそういった子や孫の代にまで長期間にわたって影響が続いているという状況です。二度と再びあのような大災害があってはならないというふうに考えますけども、それについての認識をまず伺います。

○**奥岩委員長** 田中防災安全課危機管理室長。

○**田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** まず、原子力発電所が事故があった場合の被害ということを出されましたけれども、もちろんそうしたことを踏まえまして、現在原子力の稼働ということにつきましては、厳しい審査基準等を設けて国のほうで審査をしておられるということでございます。当然いろんなことを想定して、事故ということも想定した上で安全性の確保というのがこれが第一というのは考えとしては全くそのとおりだというふうに思います。そうしたことを踏まえた上で、国のほうでエネルギー基本計画等に基づいて安全性の確保を優先させた上で責任を持って判断をすべきというところで、この意見書の第1点目につながっておるというところでございます。以上です。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 私たちの認識としては、二度と再びあんないった大災害を引き起こしてはならない。そういった立場に立たないと、いろいろな問題、エネルギー政策についての議論が

できないのではないかというふうに考えて言ったわけです。そして、福島での原発事故は国のエネルギー政策によって引き起こされた最悪の過酷事故とこういうふうに私は考えています。周辺住民の生存権や財産権、居住権を強引に奪ってしまう福島第一原発事故を体験した私たちは、原発を動かすかどうかの判断は国だけに任せていては駄目だ、こういうふうに思い知らされたのではなかったのでしょうか。科学的知見に基づく住民の主体的判断こそ尊重されるべき、こういうふうに考えます。だからこそ、原発をめぐる各地で住民投票条例制定の動きが起こっているのではないのでしょうか。黙って国の言うことに従え、こういうのは主権が国民に存することを宣言した日本国憲法前文、これを踏みにじることになるのだと私は考えますが、認識を伺います。

**○奥岩委員長** 田中危機管理室長。

**○田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** エネルギー政策ということでおっしゃられました。もちろん原子力発電所の稼働については国のエネルギー政策というのがまず第一にございますけれども、このエネルギー政策におきましては、それに付随しまして日本国経済に与える影響、また地球規模での温暖化対策といったようなことも列挙されますけれども、様々な諸課題が絡み合った問題であるというふうに考えております。したがって、エネルギー政策だけではございません。様々な課題を抱えとるそういった問題の中で、安全性を第一としまして国のほうが責任を持って判断をすべき事項であるという認識でございます。以上です。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 意見書の中にも書いてありますけれども、「国が、エネルギー基本計画に基づき、安全性の確保を優先させた上で、責任を持って判断すべきもの」、こういうふうに書かれています。しかし、絶対に事故は起こらないということを保証したものではありません。そして、災害から市民の命や財産を守る責務があるのは市長御自身です。一旦過酷事故が起こればどうなるのか、市長はその責任を負うことができるのか。その責任はとても負いきれないのではないかと私は考えます。福島の被災地の現状を見れば明瞭です。だからこそ、住民が主体的に判断する。そういったことが重要だというふうに思います。繰り返してはならない。それが原発事故です。

次に、条例案に対する意見の(2)のところの問題について伺います。「安全協定に基づき市が述べる意見は、単に再稼働又は新規稼働について、「賛成」又は「反対」の意思を表明するものではない。その意見を述べるためには、地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論を経ることが必要」、こういうふうに書かれています。まさに条例案にございます第15条の情報の提供では、「市長は必要に応じて討論会、シンポジウムその他市民投票に係る情報の提供に関する施策を実施する」、そうした取組を通じて、地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論が生まれてくるものと私は考えます。こうした取組こそ、真に住民の知る権利に応えた取組ではないのでしょうか。所見を伺います。

**○奥岩委員長** 佐小田防災安全監。

**○佐小田防災安全監** 今、委員のおっしゃったようないろいろな知見とおっしゃったんですけれども、昨日市長のほうも申し上げたとおり、いろいろな多様な意見、11月に開催しました皆さんにも出席していただきました国のほうから、中国電力のほうからの説明と、

また合同安対協のそういった意見も踏まえながら、繰り返しになりますけれども、住民の代表である皆様と論議させていただいて、そして最善であるというふうに考えております。以上です。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** やはり住民の総意をどこら辺にあるのかというところをしっかりと見極めた上で、いろいろな議論を重ねていくということが私は欠かせないというふうに考えます。

ここに昨年2021年11月5日付の朝日新聞デジタル記事「立入調査権認めるも事前了解権の判断は持ち越し」という記事がございます。ちょっと読んでみますと、島根原発をめぐる安全協定の改定について、鳥取県、米子市、境港市と中国電力が話し合う協議会が4日、オンライン形式であった。中国電力は周辺自治体である県に対し、立地自治体と同じ立入調査権を認める考えを示したが、再稼働などの際に自治体が大きな影響力を行使できる事前了解権についての判断は示さず、次回以降へ再び持ち越した。県側は東日本大震災翌年の2012年以降、立地自治体である島根県や松江市と同内容の協定になるよう、1、事前了解権、2、立入調査権、3、立入調査後の措置要求、4、核燃料などの輸送計画の事前詳細連絡、この4点を要望してきた。こういうふうに書いてあります。こういった経緯について、間違いないのか確認します。

○**奥岩委員長** 大野原防災安全課長。

○**大野原防災安全課長** 経緯につきましては、鳥取県、境港そして米子と三者で粘り強く交渉しているということでございます。以上です。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** ここに書かれている求めてきたもののうち、一つ、事前了解権というふうに書かれていたけども、単に意見を述べるができるということを言っているのでしょうか。違うと思います。安全協定上の事前了解権とは、場合によっては再稼働や新規稼働を止めることを求めることができる。そうしたことを中国電力と立地自治体の松江市や島根県は安全協定でうたっているのではないのでしょうか。そのような意味合いで、米子市、境港市、鳥取県は立地自治体並みの安全協定に改定するよう求めているのではありませんか。そのことをもって中国電力は事前了解権を米子市などの安全協定に盛り込むことを拒んできた、こういったことではないのでしょうか。伺います。

○**奥岩委員長** 田中管理室長。

○**田中防災安全課長補佐兼危機管理室長** 失礼いたしました。事前了解権につきましては、こちらにつきましては先ほど課長から申し上げましたとお粘り強く交渉を続けておりまして、中国電力においては今もなお検討中であるということでございますので、今そのボールにつきましては先方にあるというふうに認識しております。以上です。

○**奥岩委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 私がお聞きしたいのは、この事前了解権に基づいて原発の再稼働や新規稼働、こういったことについて判断し、場合によっては止めることができるのではないかというふうに考えていますけれども、それは違いますか。

○**奥岩委員長** 大野原防災安全課長。

○**大野原防災安全課長** 現状の米子市と中国電力の安全協定につきましては、事前表明という形で安全協定に基づいてその変更内容等に意見を述べるということになってございま

す。中国電力からこのことについて回答いただいております、いただいた意見については誠意を持って対応するといったような回答をいただいているところでございます。この場合、市が意見を述べたことに対してその内容についてきちんと対応していただけるという部分については、これは事前了解権とほぼ同一なものというふうに認識をしております、やはりその内容につきましては賛否のみならず様々な条件をつけた上での意見をお伝えするということになってございます。以上です。

○奥岩委員長 岡村委員。

○岡村委員 私がお聞きしていますのは、今、松江市など立地自治体が中国電力と結んでいる安全協定で事前了解権がある、それと同様なものを米子市などは求めている、周辺自治体は求めているということが言われていますけれども、その松江市が中国電力と結んでいる事前了解権の協定というのはそのことによって原発の稼働や再稼働について止めることができる、やめてくれと言うことができるというものじゃないんですかということをお聞きしておるんです。

○奥岩委員長 戸崎防災安全課係長。

○戸崎防災安全課危機管理室係長 中国電力と結んでおります安全協定につきましては、文言は違いますが運用につきましては立地と同等な扱いをしていただけるということで文書で確認をしております。こういったところではございますが、単に賛成または反対を選択するだけでは地域住民の多様な意見が反映された意見とはならないというふうに考えておまして、今回の意見書のような内容としているものでございます。以上です。

○奥岩委員長 岡村委員。

○岡村委員 私がお聞きしているのは、この事前了解権によって場合によっては稼働ストップということができるんじゃないかというふうに言っています。

○奥岩委員長 佐小田防災安全監。

○佐小田防災安全監 すみません、もう1回、委員長、お願いしたいと思います。

○奥岩委員長 先ほどの質問なんです、事前了解権について場合によっては稼働を止めることができるのではないかというような見解についてのお尋ねだったかと思いますが、よろしいですかね、岡村委員。

佐小田防災安全監。

○佐小田防災安全監 岡村委員さんがおっしゃるのは措置要求の関係だと思うんですけど、稼働を止めるっていうのは、今現在その分も含めまして、先ほども課長が言っておりましたが、中国電力のほうから回答のほうを待っているところでございます。

○奥岩委員長 岡村委員。

(「議事進行。」と稲田委員)

○奥岩委員長 議事進行ですか、稲田委員。

すみません、岡村委員。

稲田委員。

○稲田委員 今のやり取りを聞いておきますと、その安全協定の話にかなり軸足が移っているようで、今は条例に対してどのようなという審議の時間かと思っておりますので、それを前提に委員会を運営していただきたいと思っております。以上です。

○奥岩委員長 失礼いたしました。



岡村委員、関連されてということで今御質問していただいているんですけど、条例に関してつながる御質問ということでよろしかったでしょうか。

岡村委員。

**○岡村委員** 意見書にそういうふうにかかれてるから、こうお聞きしとるわけです。地方自治の本旨については、1つ、地方自治団体の自主性、自立性の強化、2つ、地方自治団体における住民参与部面の増大、言葉を換えれば、いわゆる団体自治と住民自治の双方を実現することが地方自治の本旨だと言われています。住民自治とは、地方の政治や行政が中央の官僚によってではなく、その地域の住民とその代表者によって行われること。つまり民主主義が徹底されることをいい、団体自治とは国内の一定の地域を基礎とする独立の団体、地方自治体を画し、その事務は国から相対的に独立した団体の機関によりその責任において執行されることをいう。こういうふうに言われております。まさにそういった点で米子市長の反対意見書は住民自治、団体自治を否定するもので、到底認められない。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

**○奥岩委員長** ほか、質疑よろしかったでしょうか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。御意見ございますか。

稲田委員。

**○稲田委員** 本条例案の制定については、反対の立場でございます。簡潔に努めますが、多少長くなったらお許してください。

まず、間接民主制の下で我々は議会運営を行っております。住民投票を行うことによって我々の役割を直接民主制に委ねるということになるのであれば、相当の理由が必要であると考えます。市民の意見が明らかに二分しているという状況があり、市内のあちらこちらで議論が展開され、並行して市長あるいは議会が方向性が定まらないような、言うなればですけども、騒然としたようなそんなような状況に陥った場合の選択肢であると考えます。参考までに、有権者数に占める署名者数の割合が、先ほども質疑いたしました、昭和63年の中海淡水化の賛否の際は47.3%、平成10年の場外馬券売場設置の賛否については16.7%であり、今回は10.9%ということを経験した場合、住民投票すべきという状態からは遠いと考えております。

次に、提出の米子市民投票条例案の全体についてですが、賛成または反対の二者択一の結果を導いてしまうとその事実のみが残ってしまい、多様な意見、例えばですが条件がクリアすれば賛成、あるいは条件がクリアされなければ反対という、ある意味中間に寄った意見が反映されないこととなり、まさに市民全体の多様な意見という捉え方ができなくなると懸念されます。そういった状況は避けなければならないと考えており、以上を反対理由とします。なおですが、附則としての意見も2つ述べさせていただきます。条例の条文についての意見でございます。第7条について、投票資格者の要件について、その範囲が有権者と異なる場合、市長及び議員の選挙での選出条件が異なってしまい、いわゆるダブルスタンダードの状態に陥り、その状態のまま投票を行い、仮に僅差での結果となった場合、どこまでその結果を尊重するのかが不透明となるのが懸念され、そういった状況は避けねばならないと考えております。また、第18条についてですが、条文に「賛否いずれかの結果が、投票資格者総数の4分の1以上に達したとき」とありますが、投票資格者

と想定される方の数を、これは私の中の概算でございますが約12万人と推計しますと、その4分の1である約3万人の方の賛成または反対の結果をもって市長が尊重することになります。やはり署名者数が有権者数の過半数を超える、あるいは賛成または反対の意見ができるならば有権者数または投票資格者総数の過半数を超えるべきものと考えております。以上で終わります。

**○奥岩委員長** ほか、討論ございますでしょうか。今、反対意見の討論でしたが、今城委員。

**○今城委員** 私も反対の討論をしたいと思います。

まず、先ほど当局の皆さんに確認しお聞きしましたというところで稲田委員さんもおっしゃったとおりなんですが、まず投票するという投票できるという投票権者が確定することが非常に難しいですね。それは難しい。1人でも違うというならば、先ほどおっしゃったような4分の1云々とかそういうような、また過半数とかということがどういうふうに決まっていくのかなというようなことを考えると、母数であるところの投票権者が決まらないような選挙をやりましょうということ自体がこれはどういう判断をしているのかなというふうに思いますので、そういう選挙を無責任に投票としてやるということは、これはそぐわないというふうに思うことが1つあります。もう1つは、先ほども確認しましたとおり、結局この条例案では投票するという方が現状の投票ができる投票権者より狭まってくる。要するに大きく開いた選挙という形を取れないということが先ほど分かりましたので、そのような権利者を排除するような投票の形を取るという条例について賛同することはできません。これが2つ目です。もう1つは、この条例案の第1条のところに「市民の総意を的確に把握することに資する」というふうに書いてありますが、私もその18条のところの投票資格者総数の4分の1以上というところが、その人数が果たして市民の総意と決めていいのかと思うと、これは非常に危ない考え方だなというふうに思いますので、これについて同意することはできませんので、以上の理由からこの条例案には賛成できかねますので反対を表明したいと思います。以上です。

**○奥岩委員長** 西川委員。

**○西川委員** 私は、賛成の立場で述べたいと思います。

先ほど中海淡水化の署名数の問題、パーセンテージが出ましたけども、私もその34年前、その後ろの傍聴席で見ました。そのときですけども、署名については労働組合を中心として各種様々な団体が取り組んだ結果であるような数字が出たと思います。実際そのとおりだと思ってます。その中で、このたびのこの署名者数ですけども、個々の市民団体が取り組んできた数字としては非常に私は高く評価してます。そういう意味含めて、本当に米子市民の安全、命、そして人間としての尊厳を守るためには、この住民投票条例についてぜひとも賛成、反対含めて本当に皆さんがどう思ってるのか。そして、その結果を市長がどのように判断していくのか。これやってみなきゃ分かんないことなんですよ。ですからぜひともこれはやってほしいという意味で、私は賛成の立場で討論しました。

**○奥岩委員長** 岡村委員。

**○岡村委員** 先ほども述べましたけども、私はこの条例の制定について賛成の立場だということを表明したいと思います。

1万3,364人の市民から寄せられた思い、この署名を集めるのに受任者の方々がどれ

だけ苦勞されたのか。あの寒い冬空の下、市内を駆け回って集められたそうした思いを私たち議員はしっかりと受け止めて、条例制定へ向けて取り組んでいくことが必要じゃないかというふうに考えます。以上です。

[傍聴席で発言する者あり]

**○奥岩委員長** 傍聴席の方、すみません、御静粛にお願いします。

ほか、討論ございましたでしょうか。

岡田委員。

**○岡田委員** 私は、この条例に関しましては反対の立場を取りたいと思います。

先ほど代表の方々から大変熱い御意見をいただきまして、心を打たれる部分も大変ありました。それから、多くの署名の重みということ、市民の意見を聞いてほしいというその思いに対しては、真摯に向き合うべきだなというふうに改めて感じたところではあります。しかしながら、市長も申しておりましたように、これ国のことだから米子市は関係ないんだということではなくて、やはり先ほど代表の方も言われた、要は国の原子力政策全般を論じてほしいんじゃないなくて、島根原発というこの地域の課題を論じてほしいということではあったんですけども、島根原発そのものの稼働の賛否を問うということは当然ながら日本全体のエネルギー政策全般を論じることになるということですね。皆さん御存じのように、今、原料価格等、原油等を中心に高騰しております。ですから、各電力会社は赤字決算等出してきております。そういったエネルギー政策ということも我々は専門的な国のやはりその知見を利用して、この米子市にとってよりよい結論を導いていくということが私は重要じゃないかというふうに考えております。ただ、このたびの皆さんの熱い思いというのは、当然真摯に受け止めるべきだというふうには思うんですけども、やはり国と地方がいわゆる対等だということであれば言うべきだという意見だと思うんですけども、私は役割分担というのがあって、国にはやはりその専門的知見もあります。米子市はその点でいけば大きく劣ります。ですので、やはり国民が豊かに生活をしていく、国民のために、ぜひやっぱり僕は国の知見を利用していくということは地方にとっても重要だというふうに考えておりますので、反対の立場を取りたいというふうに思います。

**○奥岩委員長** 安達委員。

**○安達委員** 今日の日まで迎えるに当たって、また今日は様々なことが起きてしまったんですが、副市長がおられない場面でもっと討論とか意見交換ができるんじゃないかという思いで臨んだところが、そういうことにならなかったところを加味しながら発言したいと思いますが、昨日まで随分自分にも電話がかかって実際きました。非常に悩ましいことに自分はなったなと思いつつ、答えを出さなきゃいけない場面です。1点、非常に悩ましいことに考えたのは、私も選挙で選ばれた者の一人として直接民主主義といわゆる代議員制の民主主義をどう図るか。議員としてその役割を放棄したように捉えられるのに非常に自分自身心配しました。そこを外して直接請求に賛同すると議員の役割分担はどうなるんだというところを随分悩んだところですが、やはりこの住民の声を聞くということは補完をしなきゃいけないというふうに思っております。その点は発言しておきます。それと、随分今日まで聞かせてもらっておりますが、先ほども発言されたと思っておりますが、国策の部分で国の根幹に関わることということで、国が責任を持って判断すればよいという発言を随分聞かせてもらいました。その中で、そこで住民条例が反対だというふうにい

ゆる断じておられるわけですが、そうではなくて、根幹だからいわゆる市民、国民の声を聴くべきというところに私は耳を傾けたいなと思います。原発の問題でこの条例化がここまで来ておるわけですが、様々に限りなく手続を取ることが重要でないかなと自分は思いますので、議会として住民から選ばれて議決権を行使できるわけですから、そのために取り得る手続は私は今賛成の立場で取りたいと思っております。以上です。

**○奥岩委員長** ほか、討論ございましたでしょうか。よろしいですかね。

それでは、討論別にないようですのでこれにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、岡村委員、西川委員〕

**○奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、否決すべきものと決しました。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後4時19分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長

| 事務局 |    |
|-----|----|
| 局長  | 主査 |
|     |    |